

## シリーズ「働き方」が変わります～第4回～

産業医の活動環境を整備し、産業保健機能を強化します

施行：2019年4月～

### 【現在】

産業医は、労働者の健康を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対して勧告することができます。

事業者は、産業医から勧告を受けた場合は、その勧告を尊重する義務があります。



産業医の選任義務及び衛生委員会を設ける義務は常時50人以上の労働者を使用する事業場です。

### 【改正後】

事業者から産業医への情報提供を充実・強化します。

事業者は、長時間労働者の状況や労働者の業務の状況など産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととします。

産業医の活動と衛生委員会との関係を強化します。

事業者は、産業医から受けた勧告の内容を事業場の労使や産業医で構成する衛生委員会に報告することとしなければならないこととし、衛生委員会での実効性のある健康確保対策の検討に役立てます。

「働き方改革」の取組みを支えるため

労働時間相談・支援コーナーを設置しています

時間外・休日労働協定制度の疑問や変形労働時間制などの導入に関する相談など、お気軽にご相談ください。

岡山労働基準監督署内 「労働時間相談・支援コーナー」 086-225-0591

## 安全管理のステップアップを目指して、パネルディスカッションを行いました ～第3回岡山あんぜん塾～ 11/29(木)おかやま西川原プラザ

安全衛生管理上の問題がある災害が多発していることより、全3回シリーズの安全衛生管理レベルアップ講座「岡山あんぜん塾」を開催しました。最終回となる今回は、先進的な安全衛生管理を展開されている県内の3事業場の安全衛生担当者をパネリストにお招きし、「今後の安全管理を展望する」と題したパネルディスカッションを行いました。



コーディネーター  
日本労働安全衛生コンサルタント会  
岡山支部 幹事  
大森 俊彦 氏



パネリスト  
日本ゼオン(株) 水島工場  
環境安全課長  
佐藤 基裕 氏



パネリスト  
(株)荒木組  
工務本部安全課長  
小島 正視 氏



パネリスト  
岡山スイキョウ(株)  
品質管理部長兼経営改革推進室長代理  
福森 琢磨 氏

冒頭に各社の簡単な紹介をいただいた後、日常の安全衛生管理への取り組み状況やその活動の中での問題点や課題についてディスカッションを行いました。

中でも、安全衛生教育は各社において工夫を凝らした先進的な教育制度を導入されており、受講者は自社でも参考にしようとして真剣にメモを取られていました。また、安全衛生管理活動において、新入社員の離職問題・若年層の経験不足・技術の伝承の難しさ・外国人労働者の増加等各社が直面している問題とその対応について話しがありました。特に、各業界で人手不足は深刻化しており、労働者の安定した定着に向けた、「誰もが安全で働きやすい環境づくり」を推進していくことの重要性を深く感じさせられるディスカッションとなりました。(内容の詳細は岡山労働局HPにて公表いたします)

労働条件・賃金・労働時間等のお問い合わせは  
労働者の安全と健康確保のお問い合わせは  
労災保険・労働保険等のお問い合わせは  
解雇・賃金の引き下げ・いじめ・いやがらせ等の相談は

第1～4方面 (086-225-0591)  
安全衛生課 (086-225-0592)  
労災課 (086-225-0593)  
総合労働相談コーナー (086-283-4540)



厚生労働省 岡山労働局  
岡山労働基準監督署

# 安全帯に係る法律が改正されます

施行：2019年2月～  
(一部経過措置あり)

## 改正のポイント

安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

また、「墜落制止用器具」として認められるのは「ハーネス型（一本つり）」及び「胴ベルト型（一本つり）」となり、「胴ベルト型（U字つり）」は墜落を制止する機能がないことから認められなくなります。

(なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません)

## 改正のポイント

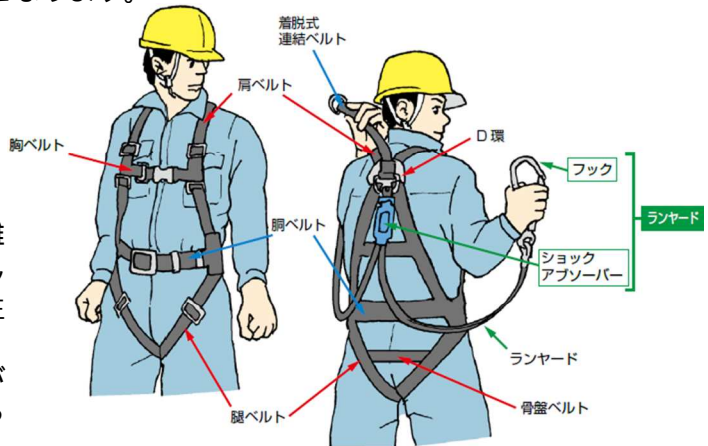
高さ2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での「墜落制止用器具」は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができますが、一般的な建設作業の場合は5mを超える箇所ではフルハーネス型の使用が推奨されます。

## 改正のポイント

高さ2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合等特に危険性の高い業務で、フルハーネス型を使用する作業（ロープ高所作業を除く）に就く場合、安全衛生特別教育が必要となります。

特別教育は学科4.5時間、実技1.5時間を受講する必要がありますが、一定の条件を満たす者は一部の科目を省略することができます。



## 労働災害発生状況

2018年発生件数と昨年同時期比較（死亡11/16速報値、休業10/31速報値）

業種	2018年		2017年		増減	
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	2	158	1	173	1	15
金属製品	0	29	0	37	0	8
機械器具	1	26	1	31	0	5
化学工業	0	21	0	15	0	6
食料品	0	42	0	40	0	2
その他	1	40	0	50	1	10
建設業	2	69	1	67	1	2
運輸交通業	0	141	1	116	1	25
旅客	0	16	0	14	0	2
道路貨物	0	125	1	102	1	23
第三次産業	2	311	4	276	2	35
商業	0	88	3	94	3	6
保健衛生	0	76	0	71	0	5
接客娯楽	0	50	0	32	0	18
その他	2	97	1	79	1	18
その他の業種	0	16	0	14	0	2
全産業	6	695	7	646	1	49

「休業」は休業4日以上の災害

## 年末年始の労働災害防止の取り組みについて

年末年始は労働災害が増加する時期です。忙しい中であっても慎重な仕事を心がけ、周りの人にも一声かけて、職場ぐるみで安全な作業に取り組みましょう。

また、積雪や凍結による転倒等の労働災害が多発する時期ですので、ご注意ください。

## 最低賃金制度って何？

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されるんです。



## 岡山県 最低賃金

平成30年  
10月3日から  
〈時間額〉

**807**円

26円  
UP



## 『墜落制止用器具』（安全帯）はフルハーネス型が原則に！



この紙面上にあるように「安全帯」が『墜落制止用器具（ツイラクセイシヨウキグ）』という名前に改められることになりました。

従来の胴ベルト型は墜落して吊り下がったとき、衝撃により苦痛を伴うだけでなく、過去には内臓破裂等による死亡災害も発生しています。それに対してフルハーネス型はバンジージャンプで使う身体保持器具に似ており、吊り下がったときの苦痛が少なく、国際規格等もフルハーネス型が採用されています。

さて、いよいよフルハーネス型墜落制止用器具が来年2月より法制化されます。当署管内では本年も墜落災害が後を絶ちません。これを機に墜落災害が減少することを切に願います。

岡山労働基準監督署 安全衛生課長 田淵 英二